

(整理番号 606)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第2回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年7月26日(金)
午前9時53分から同11時40分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用A会議室
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
(1) 審議資料について
(2) 大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
(1) 事務局から、中央最低賃金審議会の目安についての説明が行われた。
(2) 事務局から、本年度の審議資料について説明が行われた。
(3) 本年度の審議における労使の基本的考え方について
労働者を代表する委員からは次の表明があった。
 - 春闘の賃上げの流れを最低賃金の大幅な引き上げを通じて労働組合のない職場で働く労働者に広げてゆくことが必要。
 - 物価高騰と物価高騰に拍車をかけている円安により、最低賃金近傍で働く労働者の生活の困窮度は増しており、物価高騰に対応できる最低賃金の引き上げが必要。
 - 現在の最低賃金額は最低賃金法の目的である生活の安定を果たすことができる水準としては不十分であり、最低賃金額水準の向上が必要。
一方、使用者を代表する委員からは次の表明があった。
 - 政府方針、物価上昇に負けない賃上げの必要性、パートタイ

ム労働者の最低賃金の引上げの必要性は理解している。

- 最低賃金額の引上げ幅は地域経済の体力に見合うことが必要。生産面に一部弱めの動きがあり、中小企業は大幅な引き上げに耐え得る状況にない。
- 法的拘束力を持つ最低賃金の引き上げには中小企業が賃上げ原資を確保し得る経営支援策の強化が不可欠である。
- 地域間格差是正の観点からは目安額よりマイナスに引上げ幅は抑えるべきである。

(4) その後、公・労、公・使の個別協議を行い、次回は金額審議を行うこととなった